

鳥獣保護管理のあり方検討小委員会の設置について(案)

平成 25 年 3 月 日
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 自然環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、鳥獣保護管理のあり方検討小委員会を置く。
2. 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置についての検討を行う。
3. 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の見直しについて検討を行う。
4. 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。

<参考>

中央環境審議会 自然環境部会

鳥獣保護管理のあり方検討小委員会名簿

平成 25 年 3 月 日現在

○印は小委員長

【臨時委員】

- 石井 信夫 東京女子大学現代教養学部教授
- 尾崎 清明 (公財) 山階鳥類研究所副所長
- 小泉 透 (独) 森林総合研究所野生動物研究領域長
- 佐々木洋平 (一社) 大日本猟友会会長
- 染 英昭 (公社) 大日本農会会長、(公財) 中央果実協会副理事長
(土壤農業部会)

【専門委員】

- 磯部 力 國學院大學法科大学院教授
- 坂田 宏志 兵庫県立大学准教授 (兵庫県森林動物研究センター主任
研究員)
- 汐見 明男 全国町村会政務調査委員 (京都府井出町長)
- 羽山 伸一 日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科教授
- 福田 珠子 全国林業研究グループ連絡協議会副会長
- 三浦 慎悟 早稲田大学人間科学学術院教授

(五十音順、敬称略)

鳥獣保護管理のあり方検討小委員会の運営方針について(案)

平成25年3月 日
自然環境部会長決定

1. 会議の公開

(1) 会議の公開・非公開

小委員会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合又は特定の野生動植物の保護に著しい支障を及ぼすおそれのある場合には、委員長は、小委員会を非公開とすることができる。

(2) 公開する場合の必要な制限

委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

2. 出席者

代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

3. 会議録

(1) 会議録の作成、配付

- ①会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。
- ②会議録の調整に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。
- ③会議録は、小委員会に属する委員等に配付するものとする。

(2) 会議録及び議事要旨の公開

- ①公開した会議の会議録は、公開するものとする。また、非公開とした会議の会議録であっても、小委員会が認めたときは、公開するものとする。
- ②小委員会の会議について、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- ③公開した会議の会議録（小委員会が公開を認めた会議録を含む。）及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。